

## ここが知りたい！ 特許出願の非公開制度

(令和6年2月5日実施)

2024年5月から運用開始予定の特許出願の非公開制度をテーマに、2名の講師(廣崎 拓登氏、千本 潤介氏)をお招きし、セミナーを開催しました。

講演の前半部分では、内閣府政策統括官(経済安全保障担当)付参事官補佐 廣崎氏が、制度の概要や手続きフロー、非公開とすべきか否かの審査(保全審査)の対象となる条件の1つである「特定技術分野」と付加要件の考え方について解説しました。特定技術分野については、その範囲を国際特許分類(IPC)を基に示し、付加要件が適用となるケースやその詳細の内容についても言及しました。

後半部分では、特許庁 特許出願非公開プロジェクト 事務局長 千本氏が、特定技術分野に属する発明に関する外国出願禁止の制度、条件について解説しました。外国出願禁止の対象等の基本情報のほか、外国出願禁止の対象となるか確認する方法やフローについて解説を行うとともに、パリ条約による優先権証明書の発行の留保にも言及しました。その後、特許出願非公開制度のうち、特許庁で行う審査や手続きも紹介しました。

トークセッション・質疑応答では、講師2名に近畿経済産業局 上田 知的財産室長も加わり、参加者との質疑応答や登壇者同士の質問やセッションが行われました。個別の発明や事業領域が制度対象となるか判断を問う質問には、保全指定は、防衛に関する技術を広く対象にする趣旨ではなく、我が国の安全保障の在り方に多大な影響を与え得る先端技術や、我が国の国民生活・経済活動に甚大な被害を生じさせる手段となり得る技術を対象にするものであると回答がありました。また、内閣府での保全審査が必要となる場合、早期審査のスピード感が損なわれる等への懸念に対しては、特許査定・拒絶査定以外の審査手続はこれまでと同様に行われる旨等を紹介しました。その他も様々な質疑応答が活発に行われました。最後に近畿経済産業局 知的財産室から、事業や施策の紹介を行いました。

(文責：セミナー事務局)

### 【開催概要】

日時：令和6年2月5日(月) 14時00分～16時00分

方式：リアル・オンラインハイブリッド開催(Microsoft Teamsを利用)

現地・配信会場：梅田センタービル 16階会議室 E(大阪市北区中崎西2丁目4番12号)

構成：

〔開会挨拶〕近畿経済産業局 地域経済部 産業技術課 知的財産室

〔講演〕『特許出願の非公開に関する制度概要紹介』

講師：内閣府 政策統括官(経済安全保障担当)付参事官補佐 廣崎 拓登氏

特許庁 特許出願非公開プロジェクト事務局長 千本 潤介氏

〔トークセッション・質疑応答〕

廣崎氏、千本氏、近畿経済産業局 地域経済部 産業技術課 知的財産室長 上田 真誠氏

〔事業案内〕近畿経済産業局 地域経済部 産業技術課 知的財産室